

木造建築物の組立等作業主任者技能講習

作業内容

建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築

物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 / F A X 番 号 / ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	登 録 番 号	有 効 期 間 の 満 了 日
建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 鹿 児 島 県 支 部	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内	電 話 番 号 099-257-9211 F A X 番 号 099-257-9214 U R L	2-8	R6.3.30